

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 10 月 2 日（水） 午前 09 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・
先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長・佐伯書記
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 24 日）から付託された事件（議案 11 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 09 時 30 分 閉会 午前 10 時 29 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 10 月 2 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 おはようございます。クールビズ期間は終了いたしましたが、暑い方は上着を脱がれて結構でございますので、遠慮なくお脱ぎください。

本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 11 件について、審査を行います。それでは、初めに、議案第 2 号「令和元年度 長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 国民健康保険事業特別会計につきましては特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 3 号「令和元年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 介護保険事業特別会計につきましては補正予算書 84、85 ページ、第 5 款「地域支援事業費」、第 2 項「一般介護予防事業費」、第 2 目「一般介護予防事業費」の 030「一般介護予防事業評価事業」では、令和 3 年度からの第 8 次長門市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎調査としまして、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行い、経年変化や地域間格差を把握し分析を行うための経費 241 万 6,000 円を計上しております。その他につきましては、補足説明は特にございません。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

次に、議案第 4 号「令和元年度 長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 後期高齢者医療事業特別会計につきましては、補足説明は特にございませぬ。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 9 号「長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 おはようございます。それでは補足をいたします。令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入され、創設される会計年度任用職員の給与等については条例で定めることとされていることから、新たに長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例を制定するものです。制度の概要につきましては議案第 9 号の参考資料に掲載しておりますが、地方公務員法で一会計年度内を超えない範囲内で置かれる非常勤の職と定義される会計年度任用職員は、勤務時間に応じてフルタイムとパートタイムの 2 つの類型が設けられております。フルタイム会計年度任用職員の給与は、一般職給料表の 1 及び 2 級を用いて職種ごとに格付け、手当等を支給します。パートタイム会計年度任用職員は、フルタイム会計年度任用職員の給料を基準に勤務時間に応じた額を月額または日額、時間額で、また時間外勤務報酬等を支給します。期末手当につきましては、任用期間が 6 カ月以上で週あたりの勤務日、時間数等が少ない者として規則で定めるもの以外の方に正規職員の支給月数を超えない範囲内で支給することとするものです。具体的には週 30 時間以上勤務する会計年度任用職員を対象に、再任用職員の期末手当と同じ 6 月及び 12 月にそれぞれ 0.725 月分、年間 1.45 月分を支給する方向で現在検討中です。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 おはようございます。田村哲郎委員が質疑された内容をもとにちょっと質問させていただきますが、本市ではパートタイム職員として 450 人の雇用ということですが、フルタイム職員の雇用はできないのでしょうか。

坂野総務課長 現在のところ予定はしておりません。

中平委員 もし、フルタイム任用職員として雇われる場合は、どのような職種

があると思われますか。

坂野総務課長 病院がある自治体なんかはやはり、そういうフルタイムという職員の方が考えられるのではないかと思います。

綾城委員 おはようございます。今、中平委員から質疑がありましたけれども、フルタイムはなく、全てパートタイムとするということを想定しているというような、前回の田村議員の質疑でもありましたけれども、これは各課において業務の質とか量の違いというものがあると思いますけれども、各課からはどういった要望があがっているのかお尋ねをいたします。

坂野総務課長 シフトを行っている職場、例えば保育園とか文化施設であるとか、美術館とか記念館とかございますけれども、そういう職場からは、現在雇用されているフルタイム勤務の臨時職員の方については、引き続きフルタイム会計年度任用職員として雇用できないか、したいとの要望を受けております。理由としましては、やはり年度がかわって、いろいろ物事が変わる訳ですけど、今のシフト体制をそのまま移行できる、変更する必要が無いということと、全てをパートタイムとした場合、若干、7時間45分が縮まる訳でございますが、その縮まった部分に対して勤務時間が減った部分に別途雇用が必要となるとというようなものが理由として伺いました。

綾城委員 そういった各課からフルタイム会計年度任用職員として採用してくれないかというような要望もあったということですけども、そういう各課からあがった要望をどのように検討され、結果的には全員がパートで、というふうな方針を今示されているわけでございますけれども、それに至った経緯をお伺いいたします。

坂野総務課長 シフト体制の変更なんですけれども、やはり制度開始時にはいろいろと事務的な作業と言いますか、調整が生じるとは思いますが、一度その体制が整えられましたら、その後はそれを繰り返してという言い方はおかしいんですけど、それを継続して行っていくことで対応できるのではないかと、ということと、別途必要となる、先ほど申し上げました雇用の部分につきましては、今複数の臨時さんなどがいらっしゃると思うんですけど、その現在雇用中のパートタイム制の臨時職員さんの任用時間をちょっと延長するとか、拡大するとか、それが難しいときは新たに職員を雇用するといったところに対応可能と考えられますので、全てパートタイムとすることで勤務体制を構築・構成していただくように、結果としてはなっております。

綾城委員 私もあれからいろいろ調べたんですけど、例えば総務民生で昨年要望的意見書を出させていただきましたけれども、例えば一例として保育現場においては、開所時間が11時間なわけですね。今までそれでシフトをいろいろ組まれてやられているんだというふうに思いますけれども、そういったところ

を鑑みたときに、パート会計年度任用職員は先ほどもおっしゃったように1日7時間45分以下で基本的には働くということになると。今の答弁の中では、不足する雇用についてはパートの方の時間を増やしたりとか、例えば新たな雇用で対応するといったことで対応できるんじゃないかというような話だったんですけども、今でも特にそういう資格を持った方、保育士さんなどは採用に苦勞されているというふうに我々は認識をしているんですけども、そういった方が都合良く見つかるのかというところは疑問に残るわけですね。それとあとパート時間を増やすと。だけでも今パートで働いている方というのは、それはそれでそれなりの理由もあるわけですね。その時間内で働きたいというような方もいらっしゃるわけで、それで時間を増やすということが本当に可能なのかというところで、そういったところに疑問が残ると思っているんですけども、その辺りの見解をどういうふうに持っていられるのかお尋ねいたします。

坂野総務課長 一応ヒアリング等を行う中で、園の責任者、園長の話聞いております。可能であるということですので、人を見つけるというのは不明確な部分がありますけども、一応全てパートタイム職員で対応できるということを聞いております。シフトが組めるということで聞いておりますので、大丈夫だと考えております。

綾城委員 続いて、職員団体さんがありますよね。この度全てパートタイムでいくということですけど、職員団体さんとの協議を経て、合意を得た上でそういう方針を決定されて、前回の田村議員の答弁に至られたのか、そのへんの方針が決定されたものかどうか、お伺いいたします。

坂野総務課長 最終的な確認というのはまだ取れてはおりませんけども、こちらの方からは、きちんと方針はこうですということを説明させていただいて、協議も継続しているところです。

林委員 いろいろお聞きしたいことがあります。まずこの会計年度任用職員制度への移行にあたって、どのような手続きになるのかというのをお尋ねしたいです。会計年度任用職員は原則1年単位としておりますが、これは1年ごとに毎回答募するというかたちを取るんでしょうか、それとも1年で任期を打ち切りということもあるのかお尋ねします。

坂野総務課長 一応最長1年、会計年度3月末ということで運用の方をさせていただきます。それで、次の年はまた人事評価とかそういうものを行いまして、希望される方についてはもう一回任期の更新を行います。それを想定しているのは、2回まで更新しまして、またあらためて選考をするというようなかたちを今考えています。

林委員 今の答弁はよく分からなかったんですけど、更新する場合はその回数は2回を上限とすると。まず上限を2回という意味をお尋ねしたい。それから、

例えば再度の公募とか選考外とされた場合は当然1年で打ち切りになるのかどうか、その2点を。

椎葉人事係長 今回の説明の中で、採用の手続きの関係なんですけど、補足をしながら説明をさせていただきます。まず採用されまして、その後会計年度任用職員につきましては人事評価が義務付けられていますので、会計年度任用職員の方については人事評価を1回、全員していただきます。それで能力の実証を得まして、それから確証を得られたということで再度の任用の更新ということで次の年に1年更新というかたちになります。その回数を2回ということで今想定しているわけですが、この2回につきましては国のほうの制度が原則2回というところを示されておりますので、それにならしまして選考というかたちを得ずに人事評価を得ての再度の任用ということを2回ということで想定をしております。

坂野総務課長 評価が悪かった場合にどうかというお話ですが、やはりお断りするようになると思います。

林委員 本会議の田村哲郎議員の質疑に答えて先ほども出ていますけども、450人のパートの会計年度任用職員に移行するということなんですけども、当然処遇の改善ということで期末手当が支給されますが、一応。時間とか勤務によってはだいぶ違うとは思いますが、現行で期末手当が支給されるであろうという人数はどの程度になるのかお尋ねします。

坂野総務課長 先ほど部長の補足説明でどういう方に支給されるのかというご説明の方は申し上げましたが、週当たりの勤務時間、30時間以上と会計年度任用職員を対象とした場合、今試算の方をしておりますけども、その方は149名ということになります。

林委員 450人のうち勤務実態に応じて期末手当が支給されるであろう人が149人と今試算をされているということですね。それで、この会計年度任用職員というのは一般職の地方公務員となります。地方公務員法で規定された公務上の義務、それから規律、それから人事評価が先ほどもありました、適用されると思いますけども、具体的にどういう内容を伴っているのかお尋ねします。

坂野総務課長 現行の嘱託職員の方で会計年度任用職員に移行される方がいらっしゃいます。労働性の高い職種の方になりますけども、その方々に新たに地方公務員の規定が定められますが、まずサービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限、これにつきましてはパートタイム会計年度任用職員の方は除くこととなります。

林委員　うちはフルタイム会計年度任用職員はいない、採用しない旨を前回の答弁でも、そういう基本的な考えであるということは理解しましたが、フルタイムの場合は当然退職手当というのが支給されます。勤務実態に応じて。ところがパートの場合は先ほど言ったように期末手当、149人ということなんですけども、この規定は支給できる規定なんです。支給しなければならないという義務規定ではなくて努力義務ということになっています。これ、よもやそういうことはないだろうと思うんだけど、財政難を理由にして支給しないこともありうるのかどうかお尋ねいたします。

坂野総務課長　委員さんの説明の中にもありましたが、今本市が考えています制度としては、パートタイム会計年度任用職員が全てということですので、期末手当だけについてお話をさせていただきますけども、期末手当につきましては支給しないことが地方自治法に反すると解されるものではございませんが、自治体が財政難を理由に支給しないことは適切ではありませんので、本市ではきちんと制度を設けるようにしております。

岩藤委員長　ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員　それではただいま議題になっております議案第9号「長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例」について、反対の立場から簡潔に討論を行います。本条例は、国の法改正を受けて、非正規職員の任用根拠を厳格化し、現在の臨時・非常勤職を会計年度任用職員へ移行させ、処遇改善を行うというものであります。本来、非正規職員の処遇改善として求められるのは、本格的・恒常的に業務を担う非正規職員の正規化や均等待遇をはかることでありますが、同一労働同一賃金を求める均等待遇の流れからも、女性が活躍できる社会の実現をめざす上でもこうした願いにこたえる制度にはなっておりません。第一に、会計年度任用職員は、1年間を期限とする会計年度単位であります。勤務実績を考慮した上で、翌年度に「再度の任用」が可能となるといっても、いつでも雇い止めが可能な有期雇用の非正規職員であることに変わりありません。会計年度任用職員は、一般職地方公務員とされることにより、地方公務員法で規定された公務上の義務・規律、人事評価が適用されます。法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限などがあります。また、フルタイム会計年度任用職員には、兼業禁止が適用されます。労働条件面で正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みということは問題ではないかと考えるものであります。

また、会計年度任用職員への移行により、臨時職員の待遇が底上げされる点は評価できるものでありますが、本市ではパートタイム職員として約450人の雇用が想定されており、保育士などの臨時職員については、わずかな改善にと

どまり、フルタイム職員に設けられる退職手当ありません。均等待遇を求める立場からすれば「十分な」処遇改善であるとは思えないのであります。第二に、会計年度任用職員制度の導入は、フルタイム無期雇用が原則という国際的なルールからも、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心」とする原則からも逸脱するものであり、非正規職員に対して、法的な根拠を与え非正規雇用を合法化し、非正規化を進めることにつながりかねないものであります。

今回の法改正で、国は財政上の理由をもちだしてはならないとしておりますが、それならば、国は人件費削減路線を中止し、非正規職員の処遇改善を進める十分な財源を早急に自治体に示すことを求めていると思っております。なお、関連する議案第 11 号「長門市人事行政の運営等状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」についても同様の趣旨であることを申し上げて意見をさせていただきます。

岩藤委員長 ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

綾城委員 委員長、動議。議案第 9 号に対しまして、附帯決議案を提出したいと思っておりますので暫時休憩をお願いします。

岩藤委員長 この際、暫時休憩いたします。再開は 10 時 10 分からとします。

— 休憩 10 : 00 —

— 再開 10 : 10 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き総務民生常任委員会を再開します。議案第 9 号についてお手元に配布のとおり綾城委員から附帯決議案の動議が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。

綾城委員 議案第 9 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例に対する附帯決議案を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。市は条例の運用にあたっては以下の事項に十分留意されたい。ひとつ。現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保に努めるとともに、住民サービスに支障をきたすことがないよう、人員配置には十分留意すること。ふたつ。人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用の在り方を検討すること。みつ。本条例施行後、施行の状況について調査・検討を行うとともに、その際、民間部門における同一労働同一賃金の在り方に重点を置いた対応に努めること。以上決議します。これをもって提案理由とさせ

ていただきます。

岩藤委員長 以上で趣旨説明は終わりましたのでこれより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それではただいま議題になっております議案第 9 号「長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例」に対する附帯決議案について、賛成する立場から簡潔に討論を行います。はじめに本委員会において条例案に反対したからといって、附帯決議案にも反対するというのは正しくありません。条例案が可決された以上、条例の運用にあたり、懸念される事項について、一步でも二歩でも前向きに改善を求めていくというのは、当然であります。国会では衆参の総務委員会において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対しては、各政党、会派に賛否の違いはあったとしても、会計年度任用職員の導入に際して「政府は、次の事項について十分配慮すべき」とする意見を付して附帯決議案を全会一致で可決しております。

議案第 9 号に関する附帯決議案は「市は条例の運用に当たっては以下の事項に十分留意されたい」として 3 点にわたって意見を付しておりますが、これらは会計年度任用職員に移行する臨時職員はもとより、正規職員、そして公務における住民サービスの観点からの提言であり、積極的に評価できる内容を備えております。以上、申し上げてきたように、本案については、総務委員会の総意として、全会一致で可決されることを切に願って意見とします。

岩藤委員長 ほかにご意見はございませんか。ご意見もないので討論を終わります。採決します。附帯決議案に賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって附帯決議案は可決すべきものと決定しました。次に、議案第 10 号「長門市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正に伴い、住民票に記載された旧氏の印鑑登録や、印鑑登録証明書等に旧氏を掲示することができるようにするため、及び印鑑登録証明事務に係る質疑応答についてに基づき、人権への配慮等から印鑑登録証明書の性別欄記載を削除するため条例の一部を改正するものでございます。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席

で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 14 —

— 再開 10 : 15 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 11 号「長門市人事行政の運営等状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備、引用する条項その他規定の整備等を行うもので、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 12 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明のとおりであり、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 13 号「長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、本条例の参考条文にずれが生じたことから所要の改正を行うものでございます。なお、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正については、一定の低所得者等の免除を可能としたほか、債権放棄の新設、支払猶予、免除規定の明確化など災害援護資金に係る貸付制度を是正した内容となっております。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定

しました。次に、議案第 14 号「長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございまして、特定地域型保育事業の運営基準の追加等、及び幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担額を支払う保護者の範囲の限定、及び食事の提供に要する費用の取り扱いの変更と法改正に伴う用語の整理を行うものでございます。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 一点ほど。本市においては特定地域型保育事業を実施する事業者というのはありませんが、議案参考説明資料にあるように、給食費は無償化後も保護者負担となりますけれども、市町村民税の課税状況等により免除されるとありますけれども、これの具体的な説明を求めて質疑を終わります。

堀子育て支援課長 給食費の無償化後の保護者負担となるということでございますけれども、これにつきましては基本的には保育料の無償化になった場合に、給食費、副食費部分でございましては保護者負担になるというのがまず国の考えでございまして、そのうえで、市町村民税の課税状況等によって免除されるということで、世帯年収 360 万円を基準として、それよりも低い世帯収入の世帯については副食費部分を免除するという規定が新たに入ったものでございます。

林委員 一号認定と二号認定の具体的な金額ですが、一号認定と二号認定の課税状況等に免除される既定の額を。

堀子育て支援課長 課税状況ということで、世帯収入で申し上げまして申し訳ございませんでした。課税状況で言いますと、一号認定につきましては、市民税所得割額が 7 万 7,101 円未満の世帯となります。二号認定につきましては、市民税所得割額が 5 万 7,700 円未満の世帯が対象となります。ただし、一人親世帯につきましては 7 万 7,101 円未満の世帯となります。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それではただいま議題になっております議案第 14 号「長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、反対する立場から討論を行います。

議案第 14 号は幼児教育・保育の無償化に伴う内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正により、所要の改正を行うものであります。幼児教育・保育の無償化は子育て世代の願いであり、

歓迎すべきものでありますが、多くの問題があります。議案第 1 号「令和元年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）」の一部に関連費目がありましたが、補正予算案全体の性格を考慮し、賛成しておりますが、まず一つ目は、「無償化」財源が、低所得世帯ほど負担の重い逆進性を持つ消費税にしている点であります。これを基本にすれば無償化をはじめ、保育の充実を図るため新たな財源を確保するには、消費税率の引き上げをしなければならず、反対に消費税率の引き上げを避けようとするれば、保育充実のための予算が確保できないという問題が引き起こされるのであります。税には、法人税、所得税など消費税以外の税金は他にもありますが、にもかかわらず、社会保障の財源と消費税をリンクさせたところに大きな問題があるのであります。

二つ目に、無償化の恩恵は所得が高いほど、大きくなるという点であります。政府自身も、保育所では減免費用の約半分は年収 640 万円以上の世帯に、幼稚園では費用の 4 割近くが年収 680 万円以上の世帯に向けられると試算しております。もともと低所得世帯には保育料の減免措置が実施されており、所得が低い家庭には「無償化」の恩恵はなく、消費税増税だけが重くのしかかる点であります。

三つ目は、「無償化」費用の自治体負担も、私立保育園は国が半分補助するのに対し、公立保育園は市町村が全額負担する仕組みのため、公立保育園の廃止・民営化にさらに拍車がかかる危険が指摘されております。平成 16 年から公立保育園の運営費・整備費に対する国庫負担金が廃止され、普通交付税の基準財政需要額に算定する一般財源化になっております。全国的に見れば、自治体の財政難をはじめ、運営費・整備費の一般財源化によって、公立保育園の数はこの 20 年間で 3 割も減少しており、併せて保育士の非正規化も進んでいるのが実態であります。

以上の理由から消費税率 10%への引き上げと抱き合わせで、幼児教育と保育の「無償化」を実施するのは問題であり、大企業や富裕層に応分の負担を求め、子どもが豊かな保育・幼児教育を受けられる体制を整えることと一体で、無償化をすすめることが求められております。そのことを申し上げて議案第 14 号に対する意見とします。なお、関連する議案第 16 号「長門市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例」についても同様の趣旨であることを申し上げて討論を終わります。

岩藤委員長 ほかにご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 15 号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございまして、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和及び満 3 歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保義務の免除が新たに加わったことによるものであります。なお、長門市におきましては現時点では、事業の実績はございません。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 16 号「長門市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、幼児教育・保育が無償化されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなた様もご苦労様でした。